

公立はこだて未来大学情報ライブラリー文献複写規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立はこだて未来大学情報ライブラリー利用規程第9条に基づき、公立はこだて未来大学情報ライブラリーにおける文献複写（以下「複写」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(複写の範囲)

第2条 複写は、教育、研究および学習の用に供する場合に限り行うことができる。

(複写の申込)

第3条 複写を申し込もうとする者（以下「申込者」という。）は、所定の申込書を情報ライブラリー長に提出し、その承認を受けなければならない。

(複写料金の費用負担)

第4条 申込者は、情報ライブラリー長が別に定める複写料金を納めなければならない。

2 すでに納付した複写料金は、いかなる理由があっても返還しない。

(申込の制限等)

第5条 情報ライブラリー長は、次の各号のいずれかに該当するときは、申込者に対し、複写の申込を制限し、または断ることができる。

- (1) 著作権法（昭和45年法律第48号）に定めのある範囲を逸脱またはその危険があると認められる場合
- (2) 寄託資料で、その寄託契約の条件として複写が禁止されているライブラリー資料
- (3) ライブラリーの複写能力を超える複写の申込があった場合
- (4) 複写することにより損傷する恐れがあるライブラリー資料
- (5) 前各号に定めるもののほか、情報ライブラリー長が特別の理由があると認めた場合

(著作権に関する責任)

第6条 複写したライブラリー資料に関し、著作権法上の問題が生じた場合は、申込者とその責任を負うものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、情報ライブラリー長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。